

令和 5 年度北海道における特定外来生物等対策検討業務請負条件

本業務は、北海道における特定外来生物等対策に係るこれまでの取組の評価、課題の抽出・整理を行うことを目的としていることから、特定外来生物等の生息状況等の評価に精通しているとともに、その解析手法について高い専門性の確保が必要となる。特にアライグマ、ウチダザリガニ及びセイヨウオオマルハナバチの生態等について高い専門性の確保が必要となる。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類（別添様式）

- ①GISを用いた野生動物の生息状況等の評価に係る業務を行った実績があることが確認できる書類（業務報告書、論文や雑誌等への投稿など。従事者によるものを含む。）。
 - ②アライグマ、ウチダザリガニ及びセイヨウオオマルハナバチの生態等についての調査実績があることが確認できる書類（業務報告書、論文や雑誌等への投稿など。従事者によるものを含む。）。
- なお、①、②の両条件を必要とする。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
入札説明書 6. (2) のとおり
- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
入札説明書 4. に同じ
- ③ 提出部数
2 部
- ④ 提出方法
入札説明書 6. のとおり
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで（12 時～13 時は除く）とする。
 - イ 郵送する場合は、封書の表に「令和 5 年度北海道における特定外来生物等対策検討業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届か

なかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道地方環境事務所総務課長 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和5年度北海道における特定外来生物等対策検討業務に関する
業務請負条件を満たすことを証する書類の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

担当者連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：